個人情報開示等審查答申書

瑞浪市長 水 野 光 二 様

瑞浪市個人情報保護審査会 会長 端 元 博 保

令和3年6月14日付け瑞子第84号により諮問のあった件について、次のとおり答申します。

記

1. 諮問の内容

幼児園ICTシステム利用に伴うオンライン結合について

2. 答申の内容

市内幼児園におけるICTシステムの導入については、保護者の利便性向上及び保育現場の業務負担軽減を図るものであり、電子連絡帳の導入についても、保護者と園の情報共有を効率化するものであることから、公益上の必要性があると認められる。

また、導入するクラウドシステムが個人情報の漏えい防止対策を十分に実施していること及びオンライン結合による個人情報の提供先が児童の保護者であることから、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる。

ただし、ID・パスワードの流出による個人情報の漏えいを防止するため、保護者における適正なアカウント管理について継続的な啓発を行うこと。

なお、瑞浪市個人情報保護条例第12条においてオンライン結合が原則的に禁止されていることを踏まえ、今後、新たなオンライン結合を開始する場合は、その都度審査会へ諮問すること。